

# 議会運営委員会日程

令和2年11月25日（水）  
午前10時 502会議室

## 日程第1 議員提出議案について

- (1) 議員提出議案第5号 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

## 日程第2 11月26日（木）の本会議の運営について

【別紙「11月26日（木）の本会議の議事要領」による】

## 日程第3 その他

議員提出議案第5号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会会議規則第13条の規定により提出いたします。

令和2年11月24日

川崎市議会議長 山崎直史様

提出者 川崎市議会議員 橋本勝

〃 山田晴彦

〃 岩隈千尋

〃 宗田裕之

〃 飯塚正良

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例  
の一部を改正する条例

第1条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

## 提 案 理 由

議会議員の期末手当の額を改定するため、この条例を制定するものである。

## 1 月 26 日 (木) の本会議の議事要領

1

日程第 1 分割議決議案 1 件を上程

議案第 207 号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(1) 委員長報告 (日程第 1 の議案 1 件)

総務委員長からの報告

～ 委員長報告に対する質疑 ～

(2) 討 論

(3) 採 決

議案第 207 号を起立により採決

2

日程第 2 議員提出議案 1 件を上程

議員提出議案第 5 号 川崎市議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

[上程、提案説明・質疑・討論を省略し、直ちに起立により採決]

令和2年第6回川崎市議会定例会  
議事日程第2号

令和2年11月26日(木)  
午前10時 開 議

第 1

議案第207号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第 2

議員提出議案第5号 川崎市議會議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する  
条例の制定について

令和2年11月24日

川崎市議会議長  
山崎直史様

総務委員長  
河野ゆかり

総務委員会審査報告書（議案）

本委員会に付託された下記の議案を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

議案第207号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
(原案可決)

# 代表討論（分割議案）通告書

令和2年11月24日

川崎市議会議長様

会派名 日本共産党

討論者氏名 赤石 博子

時間 約 5 分

次のとおり代表討論を行いますので、会議規則第49条の規定により通告します。

議案 (請願を含む)	
反対	議案第207号 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について
討論	
賛成	
討論	
報告 告	

